

○国立大学法人埼玉大学研究機構規程

〔平成16年11月25日
規則第183号〕

改正	平成17. 3.10	16規則209	平成18. 4. 1	18規則24
	平成18. 6.22	18規則112	平成20. 3. 1	19規則96
	平成20. 4. 1	20規則16	平成20. 8. 7	20規則81
	平成20.12.26	20規則114	平成21. 2.26	20規則129
	平成24. 6.21	24規則2	平成25.12.19	25規則22
	平成26. 3.20	25規則34	平成28. 3.17	27規則72
	平成28. 9.29	28規則9	平成29. 3. 7	28規則33
	平成29. 3.28	28規則37	平成31. 4. 1	31規則4
	令和元. 6.27	元規則8	令和2. 3.26	元規則43
	令和4. 3.17	3規則41	令和4.12.15	4規則32
	令和6. 3.28	5規則73	令和8. 3.26	7規則52

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第7条第2項の規定に基づき、研究機構に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究機構は、本学において世界的水準の研究を推進することを目指し、このため、重点領域を定めて、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 研究機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における研究戦略の企画・推進
- (2) 産学官・地域との連携活動
- (3) 本学における研究教育の支援
- (4) その他研究機構の目的を達成するために必要な事項

(研究推進室及びセンター等)

第4条 研究機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 研究推進室
- (2) 先端産業国際ラボラトリー
- (3) 科学分析支援センター
- (4) 総合技術支援センター
- (5) リサーチ・アドミニストレーターオフィス
- (6) 戦略研究センター
- (7) 社会変革研究センター

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

(機構長)

第5条 研究機構に機構長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、研究機構を統括する。

(副機構長)

第6条 機構長の下に副機構長2人(研究推進担当及び産学官連携担当)を置き、
本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 副機構長は、機構長の命を受けて、研究機構を統括補佐する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究機構会議)

第7条 研究機構に、本学における研究及び産学官連携等に関する事項を審議するため、研究機構会議を置く。

2 研究機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(全学戦略的研究推進委員会)

第8条 研究機構に、戦略研究センターに置く研究領域及び研究グループにおける研究の企画・推進、進捗状況確認・評価、全学的支援体制等に関する事項を審議するため、全学戦略的研究推進委員会を置く。

2 全学戦略的研究推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 研究機構の事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 本規則施行後、最初に就任する副機構長及び兼任教員の任期については、第7条第3項又は第8条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17. 3.10 16規則209)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則24)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則16)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則81）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則114）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則129）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 6.21 24規則2）

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25.12.19 25規則22）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.20 25規則34）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学研究機構産学官連携企画室規程（平成24年規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成28. 3.17 27規則72）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9.29 28規則9）

この規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平成29. 3.7 28規則33）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 4.1 31規則4）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 6.27 元規則8）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則43）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.12.15 4規則32）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6. 3.28 5規則73）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学研究機構社会調査研究センター規程（平成25年規則第10

号) は、廃止する。

附 則 (令和 8 . 3.26 7 規則52)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。